

令和元年 1 1 月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和元年 11 月 25 日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和元年11月25日(月)午後1時30分から午後1時55分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	水澤 正明
委員	3番	忠 貞夫	委員	4番	榎本 太
委員	5番	森田 謙	委員	6番	田村 信秀
委員	7番	南波 雅子	委員	8番	緒形 文一
委員	9番	馬場 勝	委員	10番	西奈美 公平
委員	11番	川上 勝之	委員	12番	松村 智
委員	13番	今井 輝子	委員	14番	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員	中条	15番	志村 政美	委員	中条	16番	佐藤 隆
委員	乙	17番	小泉 正	委員	乙	18番	安城 守英
委員	築地	19番	白塚 幸二	委員	築地	20番	小熊 威
委員	黒川	21番	今井 明	委員	黒川	22番	小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第6号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和元年 11 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7 番南波雅子委員、8 番緒形文一委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、10 月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>11 月 3 日、胎内市表彰式が胎内市役所大会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>11 月 15 日、新潟県農業会議第 44 回常設審議委員会が J A ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>11 月 18 日、11 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、2 班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>事前審査会終了後、最適化推進活動報告会を開催し、各々の活動について報告いただきました。</p> <p>11 月 19 日、新潟県農業委員会大会が長岡市立劇場で開催され、農業委員 12 名、推進委員 7 名に参加していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 2 件、売買が 1 件の計 3 件であります。</p> <p>1 番の案件は、譲渡人からの要望により、譲受人に荒井浜地内の畑を贈与するものです。</p> <p>2 番の案件は、譲渡人からの要望により、譲受人に十二天地内の畑を贈与するものです。</p> <p>3 番の案件は、譲渡人からの要望により、十二天地内の畑について売り渡しするので、売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円あります。</p> <p>第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、14 番阿部実事前審査委員長から報告をお願い</p>

	<p>いします。</p>
14 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 11 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 2 件、売買が 1 件の計 3 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、農作業場及び資材置場のための転用が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、村松浜地内の畑において農作業場及び資材置場として転用するもので、以前より農機具倉庫として利用しておりましたが、今回農作業場及び資材置場を建築するにあたり、登記上の地目が畑であることが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。建築面積は 257.49 m²であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、14 番阿部実事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、農作業場及び資材置場のための転用が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、当案件については再発防止に努めるという始末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、貸住宅建築のための転用が 1 件、アパート建築のための転用が 1 件、車庫建築のための転用が 1 件、仮設現場事務所及び休憩所のための一時転用が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>1 番の案件は、あかね地内の畑において、貸住宅を 2 棟建設するための転用であり、敷地面積 600 m²、建築面積は 2 棟で 97.7 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、中条字谷地田地内の畑において、アパートを 2 棟建築するための転用であり、敷地面積 998 m²、建築面積は 2 棟で 402.2 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、黒川地内の田及び畑において、車庫用地として贈与するための転用であり、昭和 56 年頃より車庫用地として旧黒川村に貸し付けており、今回、市に対</p>

	<p>して贈与したいとの意向があり調査したところ、登記上の地目が田及び畑であることが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。</p> <p>4番の案件は、中倉地内の畑において、仮設現場事務所及び休憩所として一時転用するもので、これらの施設を設置後に、登記上の地目が畑であることが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。期間は令和2年4月30日まで、賃借料は計〇〇円であります。</p> <p>第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページ及び4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、14番阿部実事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、貸住宅建築のための転用が1件、アパート建築のための転用が1件、車庫建築のための転用が1件、仮設現場事務所及び休憩所のための一時転用が1件の計4件であります。</p> <p>詳細については事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしました。また3番及び4番の案件は再発防止に努めるという顛末書及び始末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p>

	<p>この第4号議案は、利用権設定について審議いたします。 事務局説明願います。</p> <p>事務局</p> <p>第4号議案について、ご説明いたします。 議案書5ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の1番から23番は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが4件、賃借権を新規に設定するものが5件、再設定するものが14件の、計23件であります。</p> <p>1番から4番は、中間管理事業により7年間から15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、8,000円から16,000円であります。</p> <p>5番から6ページの9番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円、又はコシヒカリ60kgであります。</p> <p>10番から12番は、労力不足により認定農業者等に3年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、18,000円から24,000円、又はコシヒカリ120kgであります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>13番から18番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、16,000円から26,000円、又はコシヒカリ90kgであります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>19番から23番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、8,800円、又はコシヒカリ40kgから80kgであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から23番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の事前審査結果について、14番阿部実事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが4件、賃借権を新規に設定するものが5件、再設定するものが14件の、計23件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第4号議案は、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。 議案書9ページをお願いします。 1番から12ページ34番までの案件は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された、黒俣、持倉、笹口浜、坪穴、鼓岡、山屋、築地、竹島、半山、関沢地内の農地の計50筆、27,606㎡です。現況はいずれも原野化しており農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地ではないものと思われます。 第5号議案につきましては、いずれの案件も農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。 13ページから16ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の事前審査結果について、14番阿部実事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。 第5号議案の「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は、全部で34件であります。 詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、いずれの案件も原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」とであると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	(質疑・なしの声)

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第5号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。 次に、第6号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案について、ご説明いたします。 議案書17ページをお願いします。第6号議案は1件であります。 1番の案件は、黒川地内において耕作面積の増加により乾燥調製施設が不足したため、申請地に新たな乾燥調製施設用地を確保するため、田を農業用施設用地に変更するものであります。 申請地は、道路・転用予定者の土地に囲まれた農用地区域内の外縁部に位置しており、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。そのため、当案件は農用地から除外したとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと思われまます。 17ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第6号議案の事前審査結果について、14番阿部実事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。 第6号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、農業振興地域内の農用地を、今後転用することを前提に、農用地以外に変更するものであります。 いずれの案件も近隣の土地所有者等からの同意が得られており、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと考えられることから、事前審査会では特に問題はないと判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしました。 本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第6号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第6号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第6号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和元年11月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和元年 11月25日

議 長

7 番

8 番
